



平成 22 年 5 月 12 日

各 位

住 所 兵庫県姫路市南駅前町 100 番  
会 社 名 W D B 株 式 会 社  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 野 敏 光  
役 職 氏 名  
(コード番号 : 2475 東証第二部)  
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 大 塚 美 樹  
電 話 番 号 079-287-0111

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第 6 条の発行可能株式総数を 200,600 株に変更するものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行えるようにすることと、社外取締役および社外監査役に有能な人材を迎えることができるように、取締役および監査役に責任免除に関する規定ならびに社外取締役、社外監査役との間で賠償責任限定契約を締結できる旨の規程を新設するものであります。
- (3) 取締役の責任軽減については、監査役全員の同意を得ております
- (4) 上記の変更に伴い、条数等についての変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 25 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 25 日 (金)

別紙

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は<u>96000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 35 条 監査役および監査役会</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は<u>200600株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役の責任軽減)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第426条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第28条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任軽減)</u></p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

以上